

茨城工業高等専門学校課外活動共用施設使用細則

〔 昭和 62 年 5 月 1 日
制 定 〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）を置く。

(共用施設)

第2条 共用施設は、次のとおりとする。

- (1) 共用部室
- (2) 音楽練習室
- (3) 暗室

(目的)

第3条 共用施設は、本校文化部本部、文化部本部所属の部及び同好会の課外活動を促進することを目的とする。

(管理運営)

第4条 共用施設の管理運営は、校長の命を受けて副校長（学生主事）がこれを行う。

2 共用施設の管理運営に関する重要事項は、学生委員会において審議する。

(使用者の範囲等)

第5条 共用施設を使用することのできる者は、本校学生会規約（昭和 39 年 10 月 14 日制定）第 18 条並びに第 20 条に規定する文化部本部並びに文化部本部所属の部・同好会とする。

2 学生が使用するときは、顧問教員又は指導教員が指導に当たるものとする。

(使用日時)

第6条 共用施設の使用時間及び使用不可日は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認めた場合には、使用日時を変更することができる。

- 一 使用時間 月曜日～金曜日
昼休みの時間及び授業終了時から 19 時まで
ただし、長期休業期間は 9 時から 19 時
- 二 使用不可日 イ 土曜日及び日曜日
ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
ハ 年末年始の休業日
ニ その他校長が特に指定した日

2 校長は、共用施設の整備、補修その他の必要があると認めるときは、共用施設の使用を禁止又は中止させることができる。

(使用許可期間)

第7条 使用の申請が可能な期間は、当該年度限りとする。

(使用手続等)

第8条 共用施設の使用を希望する団体は、所定の専用施設年間使用届（以下「使用届」という。）を学生課学生支援係に提出しなければならない。

2 共用施設の使用申請をしている団体（以下「使用団体」という。）が、休業日又は第 6 条第 1 項本文に規定する使用時間以外の時間に共用施設の使用を希望するときは、その都度、本校学生準則（昭和 39 年 4 月 1 日制定）第 36 条により許可を受けなければならない。

3 使用団体が、次年度も引き続き共用施設の使用を希望するときは、所定の期日までに使用届を学生課学生支援係に提出しなければならない。

(使用の中止)

第9条 使用団体が共用施設の使用を中止しようとするときは、速やかに学生課学生支援係に届け出なければならない。

(使用の禁止等)

第10条 校長は、使用団体が次の各号の一に該当すると認められるときは、使用を禁止又は中止させることができる。

- (1) 使用届に虚偽の記載があったとき。
- (2) 使用申請していない団体に転貸したとき。
- (3) 使用団体の解散その他の理由によって使用目的が消滅したとき。
- (4) 使用団体が法令、本校の学則その他の諸規則又はこの細則若しくはこの細則に基づき校長が定めた事項に違反したとき。

(遵守事項)

第11条 共用施設の使用に際して使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (2) 火気の取扱いに注意し、危険物を持ち込まないこと。
- (3) 他の使用者の使用に支障をきたし、又は秩序を乱し、他人に迷惑をかけるような行為はしないこと。
- (4) 施設設備等を損傷しないこと。
- (5) この細則及び使用許可の条件に違反しないこと。
- (6) 使用後は清掃及びあと片付けを十分に行之、使用後の器具等は、すべて定められた場所に整理しておくこと。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

(損害賠償)

第12条 使用者が故意又は過失により施設設備等を改造若しくは模様替えし、損傷し、又は紛失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(鍵の管理)

第13条 共用施設ロッカーの鍵は、学生課学生支援係で保管する。ただし、正規の勤務時間以外の場合は、守衛所で保管する。

- 2 使用者が使用中の鍵の取扱いは、顧問教員又は指導教員の責任のもとに行うものとする。
- 3 使用者は、正規の勤務時間にあつては学生課学生支援係で、それ以外の場合は守衛所で鍵を受領するものとする。
- 4 使用者は、使用終了後速やかに鍵を学生課学生支援係又は守衛所に返却するものとする。

(音楽練習室)

第14条 音楽練習室の使用については別に定める。

(経費の負担)

第15条 共用施設使用に伴う光熱水料は、共用施設の管理上必要なものを除き、学生会負担とする。ただし、学校の教育計画に基づく行事において使用した分については、この限りでない。

(事務)

第16条 共用施設の使用に関する事務は、学生課学生支援係で処理する。

(補則)

第17条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この細則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 13 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。